

高松市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項および第4項の規定により監査を実施したので、その結果に関する報告、意見および措置内容をそれぞれ同条第9項、第10項および第12項の規定により、次のとおり公表します。

平成15年2月21日

高松市監査委員	花	崎	政	美
同	吉	田	正	己
同	二	川	浩	三
同	野	口		勉

平成14年度定期監査結果報告等について

第1 健康福祉部

1 監査の結果に関する報告

(1) 監査の対象および期間

平成14年度に執行した事務について、次のとおり監査を実施した。

対		象	期 間
部	課 等	事 務	
健 康 福 祉 部	健 康 福 祉 総 務 課	平成14年4月1 日から平成14年 9月30日までに 執行した事務およ び財務に関する事 務の執行	平成14年10月1 日から平成14年 12月2日まで
	介 護 保 険 課		
	障 害 福 祉 課		
	長 寿 社 会 対 策 課		
	保 護 課		
	母 子 児 童 課		
	保 健 総 務 課		
	生 活 衛 生 課		
保 健 予 防 課			
保 健 セ ン タ ー			

## (2) 監査の方法

平成14年度に執行した事務および財務に関する事務の執行が、予算、議決、法令等に基づき、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。特に、地方自治法第2条第14項（最少の経費で最大の効果）および第15項（組織および運営の合理化）の規定の趣旨にのっとり行われているかどうかに意を用いた。

監査に当たっては、対象部課等から関係書類の提出を求めるとともに説明を聴取して実施した。

また、保育所の遊具類の管理状況および保育所入所者負担金の収納管理状況について現地監査を行った。

## (3) 監査の結果

監査の結果、事務についてはおおむね適正に処理されていたが、別記のとおりその一部に改善を要する事項が認められる。

当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

なお、監査委員の意見を別記のとおり付するものである。

## (4) 今回の監査で指摘した事項

### ア 地区遺族会事業補助金の交付手続を明確化すべきもの

地区遺族会事業補助金の交付申請書に添付している事業計画書の記載欄にある役員会、総会開催日、遺族との相互連絡等を記載していないものがあるので、明記するよう交付申請者を指導されたい。

また、同補助金収支決算書をみると、収支予算書の金額と収支決算書の金額が全く同額となっているものがあるので、収支内容を領収書で確認するなど各地区遺族会の決算状況を正確に把握されたい。

（健康福祉総務課）

### イ 補助金交付事務を適正に行うべきもの

高松市介護保険住宅改修支援事業補助金の申請について、高松市介護保険住宅改修支援事業実施要綱第3条では「補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、住宅改修支援事業補助金交

付申請書（様式第1号）に関係書類を添付して、住宅改修費の支給申請の各月分について翌月の10日までに市長に提出しなければならない。」と規定しているが、交付申請書が同実施要綱に規定している提出期限を過ぎて提出されているものがあるので、同実施要綱に基づき適正に交付事務を行われたい。

（介護保険課）

ウ 身体障害者相談事業委託契約の協議等の事務手続を適正に行うべきもの

身体障害者相談事業の委託において、市はコスモス園のデイサービス事業の一部を財団法人高松市身体障害者協会と協議することとしているが、協議書を作成せずに契約を締結しているので、協議伺いの決裁後、これに基づき協議し、協議書を作成されたい。

（障害福祉課）

エ 現金を取り扱う職員を出納補助員に任命すべきもの

手数料の収納事務において、現金を取り扱う職員のうち、分任出納員または出納補助員に任命していない職員がいるので、現金を取り扱う職員はすべて高松市出納員規則に基づき分任出納員または出納補助員に任命されたい。

（生活衛生課）

(5) 今回の監査で指摘した事項およびそれに対する措置内容

ア 事務嘱託すべきもの

(ア) 改善を要する事項

高松地区広域市町村圏振興事務組合（以下「広域事務組合」という。）に共同設置した介護認定審査会の事務に従事している本市保護課職員に対して、広域事務組合事務の嘱託をされたい。

(イ) 措置された内容

介護認定審査会事務に従事する保護課職員については、広域事務組合事務の嘱託をした。

（保護課）

イ 行政財産の目的外使用に関する使用料の収入手続を適正に行うべきもの

(ア) 改善を要する事項

高松市行政財産の目的外使用に関する使用料条例第3条では、「使用料は前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、後納することができる。」と規定しているが、保健所庁舎の一部を香川県高松地区食品衛生協会に使用させている行政財産の目的外使用の許可および使用料の収入決裁においては、特別な理由を記載せずに、使用料を毎月末日までの後納としているのでその理由を明らかにするとともに、決裁に明記されたい。

(イ) 措置された内容

「行政財産の目的外使用許可に関する取扱基準」8項(2)号に基づき、同基準4項(2)号アに該当するため、使用料を毎月末日までの後納としていることから、その旨決裁に追加し、明記した。

(保健総務課)

## 2 監査委員の意見

(1) 今回の監査で付した監査委員の意見

ア 介護認定審査会事務従事職員の時間外勤務手当の取扱いについて

広域事務組合に共同設置した介護認定審査会において、介護保険課職員および保護課職員が従事している本市の介護認定審査判定業務に係る時間外勤務手当については、広域事務組合の負担とされたい。

(介護保険課)

イ 老人保護施設入所者負担金および老人福祉電話使用料納付金に係る未収金管理について

平成13年度の老人保護施設入所者負担金および老人福祉電話使用料納付金については、調定額に対する収入未済額の割合が大きいため、収納率の向上に努められたい。

(長寿社会対策課)

ウ 保育所の遊具点検業務のあり方について

市立保育所においては、遊具の安全確認点検を各保育所長が自主点検により行っているが、今後は、専門業者に安全点検業務を委託することも検討されたい。

(母子児童課)

#### エ 適正な契約金額について

契約事務取扱通知では「予算額はあくまで上限であり、実際の契約は、予算額を下回るものとするよう」契約担当職員に求めているが、予算額または予定金額と契約金額が同額になっているものが見受けられる。

今後、見積合せに当たっては、適正な価格での契約を締結できるよう、業務内容の見直しや予算額を下回る予定金額の設定などの検討をされたい。

(保健総務課，保健センター)

#### オ 時間外勤務の縮減に向けた対応策について

健康福祉部については、事務量の増加などに伴い時間外勤務が多くなっているため、今後においても、時間外勤務の縮減に向けて事務の見直しを進められたい。

(健康福祉総務課，障害福祉課，長寿社会対策課，母子児童課)

## 第2 市民部

### 1 監査の結果に関する報告

#### (1) 監査の対象および期間

平成14年度に執行した事務について、次のとおり監査を実施した。

対 象		期 間
部 課 等	事 務	
市民部	市民生活課 (ボランティア・市民活動室) 市民課 人権啓発課 保険年金課 市民会館管理事務局 女性センター	平成14年4月1日から平成14年11月30日まで に執行した事務および財務に関する事務の執行
		平成14年12月2日から平成15年1月8日まで

#### (2) 監査の方法

平成14年度に執行した事務および財務に関する事務の執行が、予算、議決、法令等に基づき、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。特に、地方自治法第2条第14項（最少の経費で最大の効果）および第15項（組織および運営の合理化）の規定の趣旨にのっとり行われているかどうかを意を用いた。

監査に当たっては、対象部課等から関係書類の提出を求めるとともに説明を聴取して実施した。

#### (3) 監査の結果

監査の結果、事務についてはおおむね適正に処理されていたが、別記のとおりその一部に改善を要する事項が認められる。

当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

なお、監査委員の意見を別記のとおり付するものである。

#### (4) 今回の監査で指摘した事項

ア 補助金交付決定決裁における補助金交付決定理由を明確化すべきものの

補助金交付決定決裁には、その補助金の個別の交付決定理由を記載すべきであるが、自治会活動事業補助金および自治会集会所管理運営事業補助金交付決定決裁の理由欄には、交付することを決定した具体的な理由を記載していないので、その旨明記されたい。

(市民生活課)

イ 補助金の対象事業、対象経費等を明確化すべきもの

補助金交付決定決裁には、補助金交付の必要性およびその内容を客観的に明らかにするため、その補助金の交付目的、対象事業、対象経費等を記載すべきであるが、自治会活動事業補助金および自治会集会所管理運営事業補助金の交付決定決裁には、これらの事項について記載していないので、明記されたい。

(市民生活課)

ウ 補助金交付申請書類を正確に記載すべきもの

自治会集会所管理運営事業補助金交付申請書に添付している収支予算書は、当該管理運営事業とは別の補助事業に係る補助金収入が混在した記載内容となっているので、この補助事業が対象とする経費を特定して記載するよう交付申請者を指導するとともに、これに基づき交付決定されたい。

(市民生活課)

エ 防犯灯の新設・切替等工事補助事業に係る写真による施工確認方法を是正すべきもの

防犯灯の新設・切替工事等補助事業に係る写真による施工確認を行う場合は、施工前と施工後の写真を徴取し、工事が適正に完了したことを確認されたい。

(市民生活課)

(5) 今回の監査で指摘した事項およびそれに対する措置内容

ア 高松市福岡会館の備品管理を適正に行うべきもの

(ア) 改善を要する事項

高松市福岡会館の備品のうち、備品現在高報告書に記載されてい

る備品と現品を照合したところ、レジスターの所在が不明であったので、備品の管理を適正にされたい。

(イ) 措置された内容

レジスターは使用不能のため、平成14年12月19日に不用物品等の返納手続をし、併せて高松市出納員規則第5条第2項による印鑑等廃止届を提出した。

(市民生活課)

イ 高松市木太北部会館の施設使用許可に伴う使用料を徴収すべきもの

(ア) 改善を要する事項

高松市木太北部会館条例別表1の備考では、使用者が会議室等を営利目的として使用するときは、別表1に規定する額の3倍の額の使用料を徴収する旨定めているが、同会館施設等使用許可申請書の中に、営利を目的とする使用許可があり、その使用料を定額の使用料として徴収しているため、規定に基づき3倍の額の使用料を徴収されたい。

(イ) 措置された内容

高松市木太北部会館条例別表1に規定する額の3倍の使用料を徴収した。

(市民生活課)

ウ 平和荘の施設および設備等の使用許可を適正にすべきもの

(ア) 改善を要する事項

平和荘の施設および設備等の使用に際して、使用申請書を提出させず、また、使用許可書も交付しないまま使用させているため、規定に基づき適正に処理されたい。

(イ) 措置された内容

高松市市民憩の家条例施行規則第7条の規定に基づき使用申請書を提出させ、許可書を交付するようにした。

(市民生活課)

エ リーダープリンター保守点検委託に係る請書を適正に徴収すべきもの

(ア) 改善を要する事項

リーダープリンター保守点検委託で徴取している請書は、物品供給契約を内容とする請書であり、当該保守点検委託契約の請書としては適切ではないので、契約内容に合致した請書を契約の相手方から徴取されたい。

(イ) 措置された内容

本件請書は、平成15年1月8日付けで契約内容に合致した請書に訂正した。

(市民課)

オ 模写電送機器保守点検業務委託に係る契約の実施方法を適正にすべきもの

(ア) 改善を要する事項

当該保守点検業務委託契約書には再委託の規定がないにもかかわらず、第三者に再委託し、また第三者が提出した報告書に基づき担当職員が検収しているので、改められたい。

(イ) 措置された内容

本件委託契約は、平成15年1月8日付けで新たに変更契約を締結した。

(市民課)

カ 女木・男木診療所医療用備品の備品表示を適正に行うべきもの

(ア) 改善を要する事項

当該診療所の医療用備品は、全て備品表示(備品シールの貼付)がされていないので、適正に対応されたい。

(イ) 措置された内容

平成15年1月10日に、全て備品シールを貼付した。

(保険年金課)

キ 被保険者資格証明書の交付事務に係る決裁処理を適正に行うべきもの

(ア) 改善を要する事項

国民健康保険被保険者資格証明書の交付決定の決裁行為をしてい

ないので、高松市事務決裁規程に基づき、保険年金課長の決裁処理を行われたい。

(イ) 措置された内容

平成15年1月24日発送分より、高松市事務決裁規程に基づき、事務処理を行った。

(保険年金課)

ク 市民会館の使用料の収納手続を適正に行うべきもの

(ア) 改善を要する事項

市民会館は、社団法人高松市有線放送電話協会に対して、高松市市民会館条例に基づく会議室の使用許可および高松市行政財産の目的外使用に関する使用料条例に基づく施設の目的外使用許可をしている。これらの使用料の収納方法は、それぞれの条例において原則前納によるものと規定しているが、実際には四半期ごとの後納としているので、規定に基づき前納で収納されたい。

また、施設の目的外使用の収納方法についても、使用許可および使用料の受入決裁に、特別な理由を記載せずに後納としているので、その理由を決裁に明記されたい。

(イ) 措置された内容

会議室の使用料については、平成15年1月から3月分については、平成14年12月27日に前納させた。

また、目的外使用料については、市民会館施設の使用許可および使用料の受入決裁において、後納手続とする特別な理由を記載した。

(市民会館管理事務局)

## 2 監査委員の意見

(1) 今回の監査で付した監査委員の意見

ア 証明書等自動交付機の有効利用について

請求手続の簡素化、窓口混雑の緩和を図るため、市民課および市民サービスセンターに設置している証明書等自動交付機については、導入・稼動に係る経費との観点からも、今後更に利用促進を図られたい。

(市民課)

### 第3 前回までの監査で指摘した事項に対する措置内容等

#### 1 自治会集会所新築等の補助事務を適正に行うべきもの

##### (1) 改善を要する事項

高松市自治会集会所新築等の補助事務をより適正に行うため、補助対象および補助対象外の基準について整備されたい。

##### (2) 措置された内容（措置通知日 平成14年12月20日）

平成11年4月1日付けで高松市自治会集会所新築事業等補助基準を制定した。

（市民生活課）

#### 2 出納補助員を任命すべきもの

##### (1) 改善を要する事項

手数料等の収納取扱者は全て出納補助員に任命されたい。

##### (2) 措置された内容（措置通知日 平成14年12月25日）

平成13年4月1日付けおよび同年5月1日付けで、手数料等の取扱者は全て出納補助員に任命した。

（保健総務課，生活衛生課）